

(借受条件の変更)

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引き渡し時の運転者とが異なるとき。
- (5) 過去の貸し渡しについて、貸渡料金の支払いに滞納があったとき。
- (6) 過去の貸し渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 借受人が6歳未満の幼児をチャイルドシートを使用せず同乗させるとき。
- (8) 上記各号の他、当社がレンタカーの貸し渡しを不適切と判断したとき。

### 第3章 貸渡自動車

(開始日時等)

第10条 当社は、第3条2項で明示された開始日時および借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

(貸渡方法等)

第11条 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観および付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。 2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処 置を講ずるものとします。

3. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、陸運事務所長が定めた内容を記載した

所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

4. チャイルドシートは借受人がその責任において適正に装着し、一切の責任は借受人が負うものとします。